

第3節 バイオマス資源の利活用の推進

1 未利用有機性資源等の活用

(1) エコ農業【食の安全安心課】

農業による環境への負荷を軽減するとともに、より安全で安心な農産物の生産拡大を図るため、平成21年3月に「ふくいのエコ農業推進計画」を策定しました。

現在、この計画に基づき、化学肥料や化学合成農薬の投入を抑えた生産技術開発の普及と併せ、家畜排せつ物や生ゴミ等の未利用有機性資源を堆肥化し、利活用するエコ農業を推進しています。

今後は、エコ農業を推進する中で、地域で発生した家畜排泄物や籾殻などの資源を、その地域で堆肥化し、利活用する効率的な取組みを進めていきます。

一方、畜産農家に対しては補助事業等を活用して堆肥化施設を整備しており、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が平成16年11月から本格実施されましたが、法に基づく不適切な農家はありませんでした。

また、堆肥の活用・流通を円滑化するため、「福井県堆肥生産利用推進協議会」が中心となって、各堆肥センターで生産される堆肥の品質向上対策を行い、水稻や園芸の生産への活用促進を図ることとしています。

(2) 食品リサイクル【循環社会推進課】

①食品廃棄物の現状

食品廃棄物は、食品の製造の段階で発生する動植

物性の残さが産業廃棄物に分類され、食品の流通段階（スーパー等）や消費段階（レストラン・家庭等）で発生する売れ残り、調理残、食べ残し等が一般廃棄物に分類されます。

このうち、一般廃棄物の生ごみについて、池田町、美浜町および若狭町では行政が中心となって、回収・堆肥化に取り組んでいます。

また、NPO法人や、民間事業者による生ごみのリサイクルも行われています。

一方で、多くの生ごみが、市町等の施設において焼却処理されているのが現状です。

②食品リサイクル法

平成13年5月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）では、食品関連事業者が排出する食品廃棄物について、再生利用等の実施率を平成18年度までに20%以上向上することが義務付けられました。しかし、食品産業における実績は18%（平成17年度実績）にとどまっており、特に食品流通の川下の事業者（小売・外食）の取組みが進んでいないことから、平成19年12月の法改正により、定期報告義務の創設、再生利用事業計画の認定制度の見直し等の措置が講じられました。これにより、特に川下の事業者に対する指導監督の強化と取組みの円滑化を図っています。

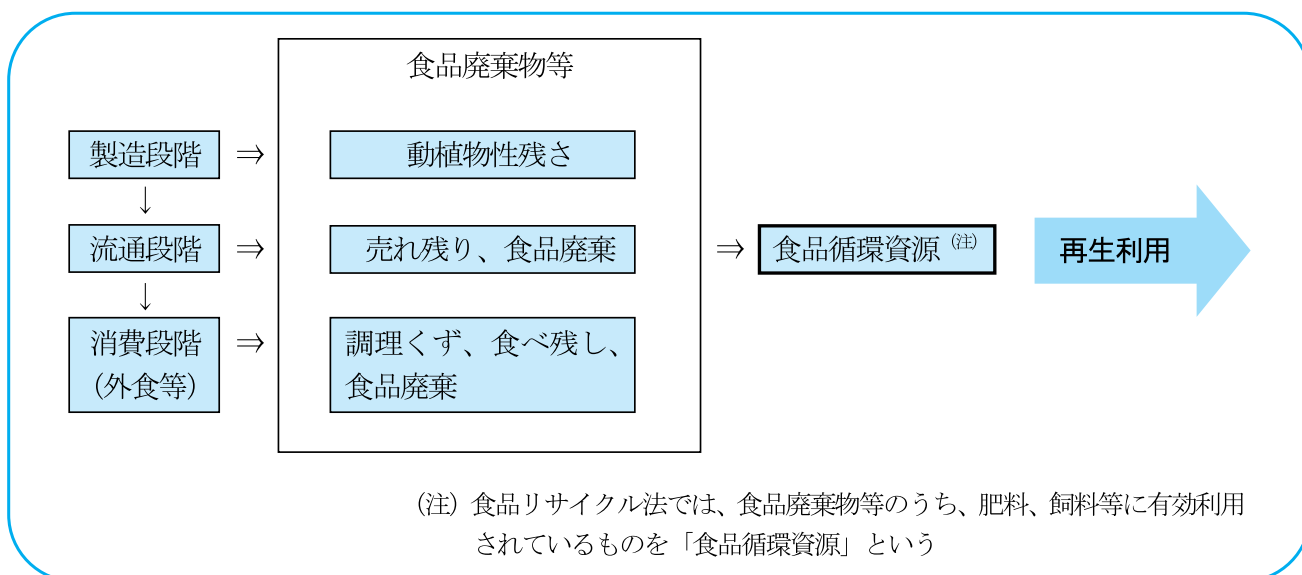


図3-2-18 食品リサイクルの流れ

（３）木質系資源有効利用促進【県産材活用課】

木質系資源の循環利用を進めていく観点から、林地に残った間伐材や製材工場の端材・木屑などの未利用木質資源を有効に利用していくことが求められています。

平成15年度に作成した「木質バイオマス活用指針」において、ペレットストーブなど小規模な熱利用については、比較的容易に普及が可能な状況にあるという分析がなされています。

平成19年度には小規模熱利用（ペレットストーブ等）を進める観点から、総合グリーンセンター展示温室の熱源として木質ペレットボイラーを導入し、当ボイラー施設の見学会や研修会、木質ペレットの品質向上のための研修・指導を通じ、木質バイオマスの普及啓発に取り組んでいます。

地域に応じた木質バイオマスの利用を推進していくためには、低コストで未利用木質資源を収集・活用できる方法や採算性を確保していく手法等について、供給者と需要者が一体となって検討していく必要があります。



木質ペレットボイラー施設外観



木質ペレットボイラー

（４）下水汚泥有効利用促進【都市整備課】

下水道の普及拡大に伴い、下水汚泥は年々増加しており、下水汚泥の減量化とリサイクルを推進しています。

福井県では、9市8町1事務組合で下水道による汚水処理を行っており、平成21年度に発生した下水汚泥約34,000tのうち75%をセメント原料、堆肥、建設資材などに有効利用しています。

今後も下水汚泥の有効利用に積極的に取り組んでいきます。

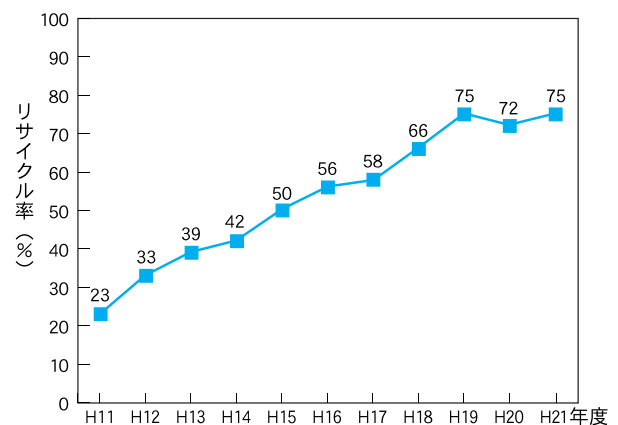


図3-2-19 下水汚泥リサイクル率の推移

コラム 木質バイオマスとは？

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表すことばであり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く。）」のことをいいます。特に、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」といいます。

木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する端材やおが屑などのほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などの種類があります。